

Title	B・C・ロバーツ著 労働組合会議：一八六八-一九二一
Sub Title	B. C. Roberts ; The trades union congress, 1868-1921, 1958
Author	飯田, 鼎
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1959
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.52, No.8 (1959. 8) ,p.739(69)- 745(75)
JaLC DOI	10.14991/001.19590801-0069
Abstract	
Notes	書評及び紹介
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19590801-0069

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

検地帳が存在する場合である。

- (2) 拙稿、「領主の検地帳と村の検地帳」〔『社会経済史学』第二十二卷第二号——昭和三十一年——所収〕では、同一の検地に際しても(慶長六年紀伊国牟婁郡賀田村検地帳)、領主側の原本と、村側の控(慶長六年当時のものと推定される)では、その記載形式において相違のある事を示しておいた。
- (3) 拙稿、「紀州慶長検地および検地帳の研究」〔『土地制度史学』第三号——昭和三十四年——所収〕。

〔補記〕本稿執筆後に安良城盛昭氏『幕藩体制社会の成立と構造』が出版された。本稿の目的とするところに即して言えば、当然こゝでとり上げられなければならないであらう。しかし、この著書に含まれた論文は、いずれも同氏がかつて個別的に発表されて来たものであり、その主張は本稿において論じたものと変りない。勿論筆者は近く、別の機会にこの著書の紹介と批評を行いたいと考えている。

書評及び紹介

B・C・ロバーツ著

『労働組合會議——一八六八—一九二二』

(B.C. Roberts; The Trades Union Congress, 1868—1921, 1958, pp. 408.)

ひとつの国の労働組合運動の歴史を研究することは、その国において労働者階級の団結がどのような形で生れ、そしてととのえられていったかという組織上の探求と密接な関係を有している。実際、労働組合運動の発展は、その国の特殊の事情によって、それぞれ異なった径路を辿り、労働組合の組織的な形態も、まったく異なった相貌を呈して現われる。労働組合會議は、この意味で、イギリス労働組合運動が生み出した独特の組織である。ここにとりあげたロバーツの著作は、一九世紀の六〇年代におけるその誕生以来、一九二二年第一次世界大戦後まで、労働者階級運動の中核的な組織として、失敗と錯誤にもめげず幾多の輝かしい業績を樹立した労働組合會議を、その発生、機構、機能的変遷について歴史的に叙述したものである。

著者ロバーツは、ロンドン大学の産業関係 (Industrial Relations) の講師であり、この書のほかに、「戦時および平和時における各国賃金政策」(National Wages Policy in War and Peace, 1938)がある。最近の英国では、労働組合運動史の研究において、若い人々の業績が、とくに目立っているが、おそらくは、ロバーツもそうした将来を嘱目されているひとりであらう。

本書は、つぎの十章から成っている。一、最初の労働組合會議二、基礎が据えられる三、ブロードハーストの時代四、新急進主義、反動、新しい組織五、タッフ・ウェールからトリーの敗北まで六、社会改革のための圧力七、不安な数年八、戦争の影響九、将来の挑戦に於いて十、業績と将来の見込。

この書は、一九世紀後半から二〇世紀初頭にかけてのイギリス労働組合運動の発展の途上において、労働組合會議の果たした役割を細大洩らさず書きつづつたという、いわば包括的な研究であり、その意味で、非常に詳細なものではあるが、またそのために却って、分析的な接近よりも事実の羅列的な傾向を感じさせる点は指摘されねばならない。しかし労働組合會議の成立の諸事情からはじめて、イギリス資本主義の帝国主義段階への突入とこれにもなう新組合運動の昂まり、南アフリカ戦争を中心とする二〇世紀初頭の労働組合運動にたいする法的圧迫、労働不安、そして第一次世界大戦の勃発などの歴史的な大事件のなかで、労働組合會議が、どのような構造的な変化を経験するかが、克明に描かれており、とりわけ、議会議

員会の役割について、非常に注意深く考察している。筆者は、その議会委員会を中心に、著者の言わんとするところを紹介し、あわせてその問題点をも指摘してみたいと思う。

周知のように、イギリスの労働組合は職業別に組織されており、一八四〇年代から一八五〇年代にかけて、チャーチスト運動の発展の裏を縫って、全国的職業別組合が発展しつつあった。すなわち炭坑夫や建築工の組合のように、一八三〇年代のオーエンやドハーティの時代までさかのぼる古い歴史を誇るものをはじめ、指物師および大工組合、石工、煉瓦工、機械工などの全国的職業別組合が、一八五〇年代には、はっきりした姿をあらわしていた。これらの各全国的職業別組合は、その職業を通じて相互に団結し扶助していたが、ひとつの職業と他の職業との間には密接な協力体制が欠けていた。ロバート・オーエンによるグラント・ナショナルの如きは、ひとつの巨大組合ではあっても、職業間の連帯を基礎としたものではなかった。このような職業別組合を全国的に組織し、異なる職業の全国的組合を貫くものとしての労働組合会議は、実は一八六八年に建設されたのであった。すなわちその前史としては、一八四五年、イースターで結成された労働保護全国労働組合連合 (The National Association of United Trades for the Protection of Labour) に見出される(二三頁)。もちろん、これが直ちに、労働組合会議に成長したのではなく、むしろそれは、ジャンタ (Junta) と呼ばれた巨大な全国的職業別組合の指導者の影響の

とに、一八五八年から一八六七年の間に各地に建設された労働組合評議会 (Trades Council) を母胎としたものであった。最初にスコットランドのグラスゴウに出来たこの労働組合評議会は、労働時間短縮を要求する建築労働者に対する経営者側のロック・アウトを契機として、一八六〇年、ロンドン労働組合評議会が結成された。これはジャンタと結びつき、またジャンタによって支配された結果、機械工、大工、製鉄工および煉瓦積みなどの巨大組合が加入し、やがて全国の労働組合に指令と援助をあたえる指導者の連合委員会の観を呈し、ジャンタの労働組合運動における指導権の確立とともに、他の労働組合評議会にたいするロンドン労働組合評議会の優位が決定的なものとなった。これがやがて、一八六七年の労働組合会議の礎石となったものである。ロンドン労働組合評議会の建設から労働組合会議の成立にいたる一八六〇年代は、資本主義の相対的安定にとまらぬヴィクトリア型組合 (ニュー・モデル) 全国的職業別組合) の飛躍的な発展の時期であるとともに、アメリカの南北戦争や第一インターナショナル (国際労働者協会) の影響などによって、労働者階級の間には、国際的な連帯の気運がみなぎると同時に、英国内には、チャーチスト運動の余蘊から再び普通選挙権獲得のための政治的な改革運動が、全国的に広汎な階層を動員してはじめられた。

の議会改革運動と協力して、最左翼ともいべき国際労働者協会の動きを監視していたが、このほかにロンドン労働組合評議会とジャンタにとって油断のならぬ競争相手は、チャーチスト運動の革命的伝統の根強い北部工業地帯シェフィールドにおいて、組合運動を指導するジョージ・ポッターと、これを支持するロンドン労働者協会の運動であった。六〇年代を通じて組合勢力の伸長はめざましく、そのためにまた、経営者の組合にたいする圧迫は執拗となり、相ついでロック・アウトが宣言された。ここにおいて、ロンドン労働組合評議会とジャンタの階級協動的な運動方式と、資本の強い圧力との矛盾に苦悩しつつあった北部の労働者たちは、労働組合防衛の立場から、ポッターの主宰する新聞「ビーハイヴ」の支持をえて、経営者のロック・アウトに対抗すべき防禦的な機関としての新しい組織の設立をよびかけたのであった。こうして成長したのが、全英国労働組合連合 (The United Kingdom Alliance of Organized Trades) であった。ジャンタがこれにたいして冷淡であったことはいうまでもない。ジャンタを中核とするロンドン労働組合評議会と、ポッターの運動とが相互に対立したのは、主として労働組合の戦術の問題をめぐってであって、前者は労働組合の基金の法的保護に、後者は主として「ストライキの権利」を要求していた点において、意見の対立が見られた(四三頁)。

やがて「シェフィールドの暴行」(シェフィールドの鋸研磨工組合の組合員が、ストライキ破りである一非組合員の台所の煙突に、

書評及び紹介

火柴を仕掛けたことが動機となり、労働組合に対する憎悪と反感が全国的にあおりたてられた事件) を契機として、労働組合の地位が危殆にひんしたため、指導者の間にも、今までの運動方針を強く反省する傾向が見られた。折しも一八六七年、第二次選挙法改正によって、都市の労働者に選挙権があたえられるや、労働者大衆の自覚も昂まり、シェフィールド事件以来の資本のはげしい攻勢にかんがみ、マンチェスターおよびソルフォードの労働組合評議会は、労働組合の年次議会 (An Annual Congress of the Unions) の確立を提唱した。その目的とするところは、組合員が年々集会をして、労働組合運動にとって、非常に重要な諸問題を議論するための会議を建設することであり、かくすることによって、組合員自身の精神を明らかにし、同時に、労働組合の目的について大衆を啓蒙することであった(四五―四六頁)。

従ってこれは最初は、労働組合員の話し合いと啓蒙のための会合という性格のものであって、その結成が主として北部の労働組合評議会が中心となって推進されたため、ジャンタとロンドン労働組合評議会は、冷淡な態度をとってこれを無視しようとした。一八六八年六月三日、マンチェスターの機械工会館において、最初の労働組合会議が召集されたとき、マンチェスターおよびソルフォード労働組合評議会の書記ウッド (W. H. Wood) が議長に選ばれた。彼は、一八、三六七人の組合員を代表する三四名の代表者が出席したと発表した。ロンドンとグラスゴウを除く重要な労働組

合評議会のほとんどの代表が出席した。彼らは、ロンドン労働組合評議会およびジャンタによってほとんど無視されたにもかかわらず、労働戦線の分裂を極力さけるために、ジャンタを指導者とする労働組合の会議としてのロンドン労働組合合同会議(The London Conference of Amalgamated Trades)を支持する方針をとった。

労働組合会議は、一週間にわたる会議開催中に、つぎのような労働組合の本質にかかわる重要な問題を討議した。「労働組合と絶対的窮乏」、「労働組合と経済学」、「外国との競争にたいする労働組合の影響」、「労働時間の制限」、「徒弟数の制限」、「技術的な教育」、「仲裁と調停の裁判所」、「協同組合」、「共謀、ピケットイング、強制などにかんする現在の法律の不平等」等々。労働組合員の啓蒙的な団体として発足した労働組合会議は、年々開催されるべきであるとする提案がなされたとき、討論の結果、その将来の運営についてつぎのように決議された。「連合王国の労働組合は、すべての職業をより緊密な同盟関係におくために、また労働者階級の一般的な利益に属する議会的な問題に参加するために、年次会議を開くべきである」というのである(四九頁)。

大体以上が、著者が第一章においてのべている労働組合会議前史ともいべきものであって、これによってわれわれはその成立にまつわる複雑な経緯についてほぼ理解することができよう。しかし基礎がおかれたにすぎない労働組合会議は、その後幾多の困難と試練に遭遇しながらもこれを克服して前進しなければならなかった。す

でにシェフィールドの事件を頂点としてあらわにされた労働組合の法的地位の不安定は、指導者の関心を強くよびおこし、こうした組合運動の危機は、一八六八年の第一回労働組合会議の開催後、はからずも、ポッターの指導のもとに、チャーチストの革命的な伝統の流れを汲む左翼労働組合主義者の政治団体としてのロンドン労働者協会と、ジャンタの指導のもとにあったロンドン労働組合評議会との間の対立を緩和させることになった(五三頁)。その結果、一八二五年の労働組合法を改正するための統一的な運動として、ロンドン労働者協会、労働組合合同会議およびロンドン労働組合評議会の間の合同会議が開かれることとなり、やがてこの運動は、一八七一年の労働組合法の改正となって結実した。

一八六六年のシェフィールドの暴行、六七年の第二次選挙法改正、六八年の第一回労働組合会議の開催から、一八七一年の労働組合法の改正にいたる重要な諸問題のなかで、労働組合会議も次第にその体裁をととのえつつあった。一八六九年五月、第二回労働組合会議が、バーミンガムにおいて開かれ、四〇の労働組合評議会や労働組合を代表する四七名の代議員が出席したが、ここでは主として労働者の飲酒問題をはじめ、前回の議題でもあった仲裁および調停裁判所設立の問題、労働者の団結を禁止するあらゆる法律を撤廃することなどが、主要な議題として提案された。しかしもっとも注目すべきことは、この第二回大会において、労働組合会議は一歩進んで、労働組合に影響を及ぼしそうな議会内のいかなる手続につ

いても監視し報告すべき委員会として、ここに「議会委員会」

(Parliamentary Committee) がつくられたことであった。またそれと同時に、生き残りのチャーチスト、ワトソン(A.A. Watson)の提案によって、下院に労働者の直接代表を確保すべき最良の手段として、また将来の労働者政党の結成の手がかりとして、労働代表委員会(Labour Representation Committee)が発足したことは、特筆すべきことであった。こうして労働組合会議が、労働組合運動の政治的な指導権を掌握しはじめにつれて、最初は冷淡であったロンドン労働組合評議会の指導者も熱心となり、とくに労働組合法改正を獲ちとるための統一的な闘争が激化するなかで、ポッターとジャンタとの協調の条件が次第に熟しつつあった。

著者ロバーツは、労働組合会議の議会委員会について、その重要性を力説しているが、筆者は、その果たした役割を著者の説くところによりできるだけわしく検討してみることしよう。

すでに指摘したように、議会委員会は、(一)労働者の問題に直接関係あるあらゆる立法的な処置について監視すること、(二)必要なときはいつでも、労働組合会議が指示するような立法的な行動を率先して行なうこと、大体この二つを義務として課せられたのであった。ただ問題は、この議会委員会は、定期的な収入が保証されず、醜金を各組合に訴えるか、あるいは強制的な徴収によるかは、委員会の運営について責任をあたえられていた役員に任されていたこと、今迄、労働組合運動の指導的な機関であったロンドン労働組合評議会

が、議会委員会の成立にともなって、その増大する権威について羨望の念をいだくようになったことであった(七五頁)。議会委員会が労働組合評議会の権利をうばうかのような重要な役割を演じつつあることが次第に明白になったのは、まず労働組合が、その経済的改善と政治的諸権利の獲得の過程において、従来のように、全国的な職業別組合相互の間の支援と協力、すなわちクラフト・ユニオンズを基礎とする従来の封鎖的な組合体制の維持という保守的・消極的な方式では不十分であることが改めて認識された結果にほかならなかった。とりわけ、第二次選挙法の改正(一八六七年)や労働組合法の改正(一八七一年)を通じて、労働者階級の政治的地位が大いにたかめられた結果、一方において、労働組合内部に労働者代表をおくろうとする欲求があらわれはじめるとともに、他方、経営者全国同盟(National Federation of Associated Employers of Labour)の結成によって、とみに攻勢を強めつつあった資本家側の動きに対抗するためには、議会委員会は何よりも政府に対する一種の圧力団体として行動することを要求されたのである(七七頁)。

一八七四年一月、シェフィールドにおいて、労働組合会議の第六回年次大会が開かれたが、この大会は、議会委員会の問題をめぐって、もっとも注目すべき議論が展開された。一、一九一、〇〇〇の組合員を擁する一五三組合の代表者一六九名が集まったが、その席上、石工組合の代表者、ヘンリー・ブロードハースト(Henry Broadhurst)は、来るべき総選挙において、労働者代表を当選さ

せるために、労働組合はあらゆる努力を払うべきことを強調し、とりわけ二五、〇〇ポンドの選挙資金が、組合員一人あたりから一シリングを徴収することによってまかなわれるべきであると提案したとき、それは各組合に複雑な波紋を投じた。議会委員会の権限が拡大され、その手に権力がたくわえられつつあることに恐れを感じつつあった各組合代表者は、このブロードハーストの案を修正して、「本会議は、地方的な努力がもっとも望ましく、議会への労働者の当選を確保するための最善の手段であると信じ、従って、あらゆる職業の地区のあらゆる組合が、上記の目的のために合同し、共同の委員会を行なうことを推薦する」としたにもかかわらず、最後の的には、つぎのように修正され、結局それが、労働組合会議の公式の政策となったことは、労働組合会議の政治的な機関としての議会委員会とロンドン労働組合会議によって代表される各職業別労働組合との対立を物語っている。すなわち「本会議の見解としては、議会に労働代表をおくることにかんして、一定の行動のコースに拘束されることは賢明ではないし、また望ましくもないこと、従って、各組合代表は、彼が居住する都市において、適当と考えるいかなる行動をとるも自由であること」というのである(七九頁)。

議会委員会と労働組合評議会との間の対立は、労働組合会議の基礎がきづかれつつあった頃、いろいろな問題を通じて絶えずあらわられていたのであって、たとえば、労働者階級の力を利用してしようとする保守主義者デイスレーリーは、上からの懐柔政策をもって、労働

組合を保守党の味方に獲得すべく刑法修正法を廃止することを約束に、王立委員会の設立を提案したとき、トーマス・ヒューズとアレキサンダー・マクドナルドは議会委員会の決定をへることなく、委員をひきうけたが、このような態度に対して、ロンドン労働組合評議会は議会委員会を猛烈に非難したこともあった(八〇―八二頁)。このような派閥と対立にもかかわらず、労働組合会議は、着実にその基礎を固めた。そしてここに「ブロードハーストの時代」をむかえる。

しかし一八七〇年代の後期から一八八〇年の終末までのこの時期は、グラッドストーンを尊敬し、自由党の庇護のもとに、議員として当選したブロードハーストが、労働組合会議をあげて自由党に献上した自由労働の時代であった。一八六八年、労働組合会議が建設されたことは、労働者代表の議会への進出という歴史的使命をになわされたのであり、その限りにおいて、それは、ジャンタによるロンドン労働組合評議会の職業別組合意識より一歩進んだものであった。しかし一八八〇年におけるイギリス資本主義の独占の崩壊、その結果としての慢性的な恐慌の到来は、不熟練労働者の覚醒し新組合運動となつてあらわれ、熟練労働者の独占的封鎖的な全国的職業別組合の連合的代表機関としての労働組合会議を震撼し、このような外からの衝撃にたいして、戦闘的な政策をとることを訴える下部大衆と、戦闘的な手段をとることによって自由党との決裂、ひいては労働組合会議を破滅させると考えた消極的な議会委員会との

間に対立が激化するに至った(九五―九六頁)。

* * * * *

以上において筆者は、労働組合会議の成立の経緯とその黎明期に直面した諸問題について、ロバーツの著作を通じて考察した。労働組合会議は、このようにその発展の過程において幾多の問題に直面しつつも、労働戦線の統一を叫びながら、分裂を回避し、ついにイギリス労働党創立のための母胎となったことは記憶されねばならない。われわれが本書を読んで直ちに頭に浮ぶことは、わが国の労働

組合総評議会の性格、とくにその日本社会党との関係であろう。その労働組合会議との比較において、もっとも注目されることは、労働組合と社会主義政党との関係についての両者のいちじるしい対照性であろう。これについて論ずべきことは多いけれども、それは書評としての本稿の範囲を逸脱するものであり、またそれを目的とするものでもない。——一九五九・六・一三——

(飯田 鼎)